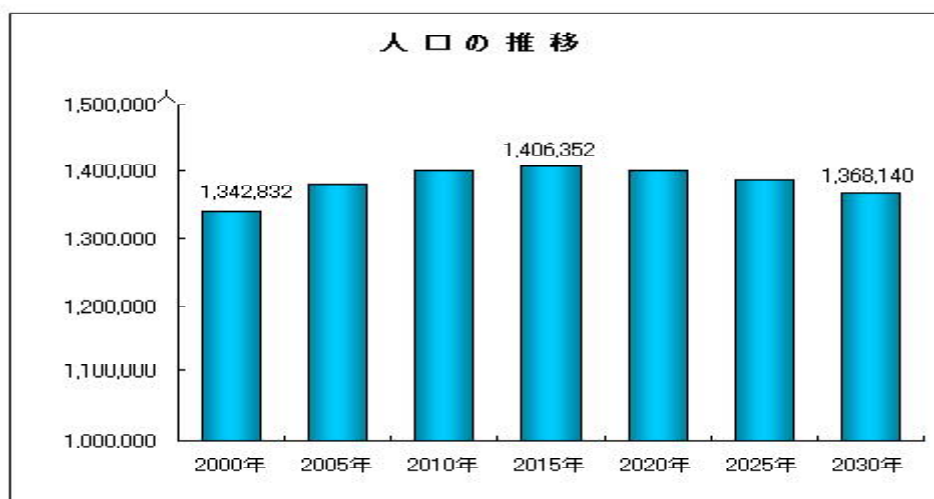


# 1 滋賀県の人口・県内総生産額・土地利用の見通し

## 1 人口

### (1) 人口の見通し

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成17年国勢調査に基づき、平成19年5月推計）によると、滋賀県の総人口は平成27年(2015年)まで増加が続き、それ以降、減少するものとされています。
- ・ 既に減少を続けている年少人口、生産年齢人口は今後も減少を続けるものと推計されています。



(上段：人数、下段：割合)

年 区分	国勢調査結果		将来推計					参考 (推計人口 結果)
	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	
総人口	1,342,832	1,380,361	1,400,865	1,406,352	1,401,495	1,388,186	1,368,140	1,402,132
年少人口 (0～14歳)	220,167 (16.4%)	213,339 (15.5%)	205,780 (14.7%)	190,086 (13.5%)	172,916 (12.3%)	160,198 (11.5%)	152,560 (11.2%)	213,146 (15.2%)
生産年齢人口 (15～64歳)	907,020 (67.5%)	917,398 (66.5%)	907,298 (64.8%)	878,609 (62.5%)	862,868 (61.6%)	849,767 (61.2%)	826,452 (60.4%)	903,940 (64.5%)
老年人口 (65歳以上)	215,645 (16.1%)	249,624 (18.1%)	287,787 (20.5%)	337,657 (24.0%)	365,711 (26.1%)	378,221 (27.2%)	389,128 (28.4%)	283,822 (20.2%)

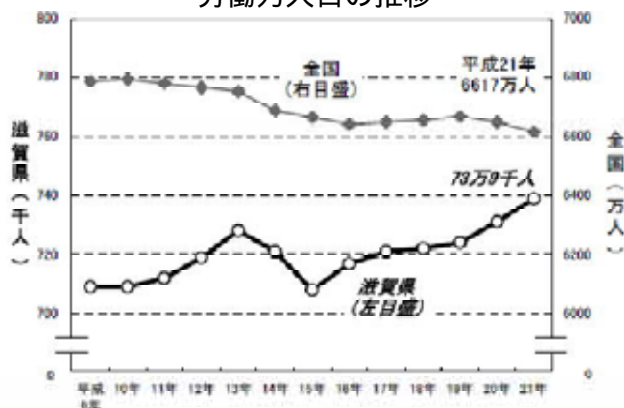
国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計 人口(平成19年5月推計)」による。

参考(推計人口結果)は、滋賀県「平成21年 滋賀県推計人口年報」による。

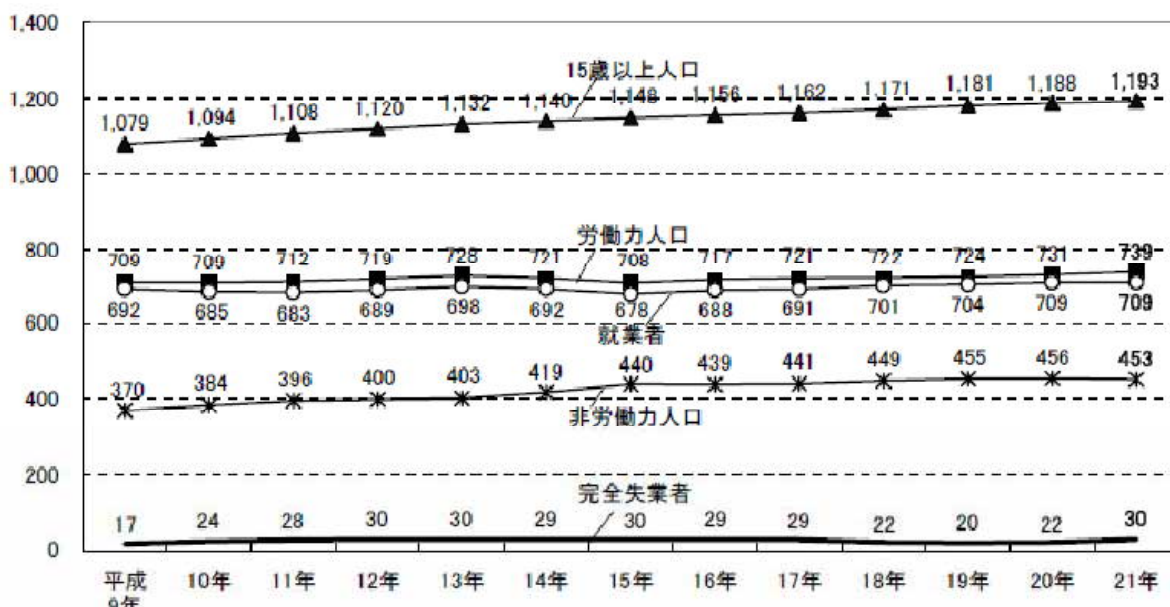
## (2) 労働力人口の趨勢

- ・ 滋賀県では15歳以上人口は堅調に増加しており、労働力人口も増加を続けています。

労働力人口の推移



(千人) 労働力調査結果の推移



総務省「平成21年 労働力調査 (年平均・速報)」による。

なお、労働力調査は、全国で約4万世帯の抽出調査で、都道府県別に集計するような標本設計でなく、都道府県別の値は推計値であるため、結果の利用には注意を要する。

## 2 経済

### (1) 政府の新成長戦略

- ・ 政府の「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)では、2020年度までの年平均で、名目3%、実質2%を上回る経済成長を目指すこととされています。
- ・ 上記成長率の根拠について、「新成長戦略」では明確な根拠が示されていませんが、内閣府「経済財政の中期試算」(平成22年6月22日閣議提出)の「成長戦略シナリオ」では、平成32年度の名目GDP661.2兆円を達成するシナリオが、次の前提で試算されています。

全要素生産性(TFP)上昇率

平成32年度にかけて1.9%程度(昭和58年2月から平成5年10月の平均)まで徐々に上昇し、その後横ばい。

## 労働力

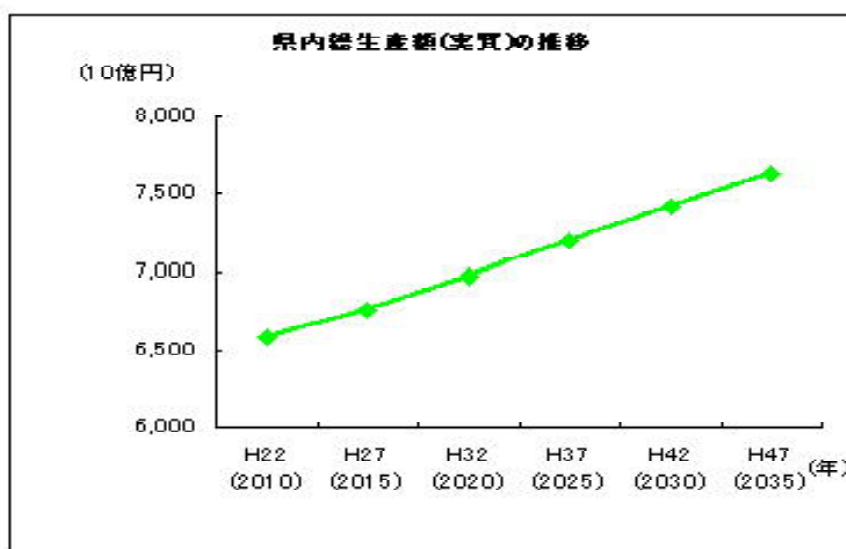
女性、高齢者を中心に労働参加率が上昇（例えば、30～34歳女性の労働参加率は、平成21年度の67%程度から平成35年度の75%程度まで徐々に上昇）。

## 世界経済

平成24年度以降は、IMFの世界経済見通し（平成22年春）をもとに、世界経済成長率が年率5.1～5.3%程度で推移。

## (2) 県内総生産額の見通し

- 財団法人 関西社会経済研究所の研究報告（平成22年3月）によると、近畿2府4県の府県内総生産額の2035年までの予測は次のとおりとなっています。
- 滋賀県は、一貫して堅調な成長（年平均成長率は0.50～0.65%程度）を続けていくものと予測されています。



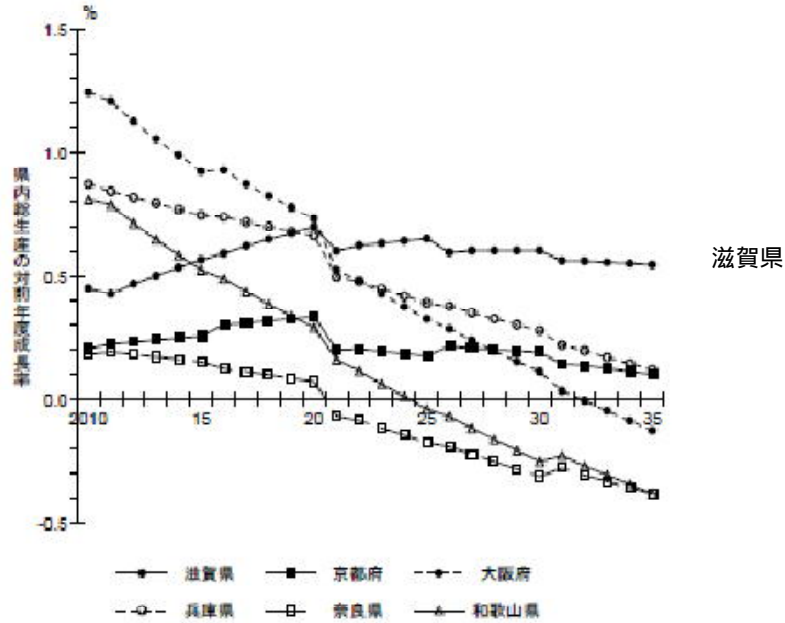
(単位：10億円)

実績	見 通 し					
	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)
平成19年 (2007年)	6,587	6,753	6,974	7,197	7,416	7,625

実績は「平成19年度(2007年度)滋賀県民経済計算」(統計課)による。

見通しは、財団法人 関西社会経済研究所の研究報告（平成22年3月）による。

関西2府4県の対前年成長率



### 3 土地利用

- ・ 第四次滋賀県国土利用計画（平成22年3月公表）では、下記のとおり土地利用の目標を定めています。

農用地：土地利用転換を抑制する方向とし、523km<sup>2</sup>程度

森林：大規模な森林開発を抑制するなど土地利用転換を抑制する方向とし、2,034km<sup>2</sup>程度

道路：交通網の計画的な整備が進み増加するものと見られることから、152km<sup>2</sup>程度

住宅地：人口や世帯数の減少が見込まれることから、増加を抑制することとし、153km<sup>2</sup>程度

工業用地：一定の需要が見込まれるが、工場跡地の優先的な活用などにより、39km<sup>2</sup>程度

利用区分	年	平成19年 (基準) km <sup>2</sup>	平成29年 (参考) km <sup>2</sup>	平成32年 (目標) km <sup>2</sup>	平成32年 の構成比 %
農用地		542	527	523	13.0
森林		2,048	2,038	2,034	50.6
原野		7	7	7	0.2
水面・河川・水路		792	792	792	19.7
道路		141	151	152	3.8
住宅地		258	268	271	6.7
住宅地		146	151	153	3.8
工業用地		36	38	39	1.0
その他の宅地		77	78	79	2.0
その他		230	236	238	5.9
合計		4,017	4,017	4,017	100.0
市街地		102	108	107	-

## 2 策定経過

### (1) 滋賀県基本構想審議会における審議経過

県政運営の指針となる新たな基本構想について調査審議するため、滋賀県基本構想審議会を平成22年8月3日に設置しました。審議会では、知事からの諮問を受けて審議を重ね、平成22年10月26日に「滋賀県基本構想(案)」を知事へ答申しました。

開催年月日	審 議 等 内 容	
平成22年8月3日	第1回	滋賀県基本構想の策定について(諮問)
平成22年9月1日	第2回	基本構想原案について
平成22年10月4日	第3回	基本構想答申案について 推進方策について
平成22年10月26日	答 申	

### (2) 県民参加等による取組の実施

滋賀県基本構想に県民の方のご意見等を反映するとともに、構想検討の参考とするため、次のような様々な取組を行いました。

#### 県政世論調査の実施

県内在住(20歳以上の男女3000人)の方々に、豊かさを感じる要素や将来に対する不安要素、滋賀県の強み等について、アンケート形式でお聞きしました。

- ・調査期間：平成22年6月4日～6月23日
- ・有効回収率：57%

#### 県民提案募集の実施

20年後、30年後の社会を展望しながら、「今後4～5年間に滋賀県は何をすればよいか、県民の皆さんや企業、NPOなどは何をすることができるのか」について、県民の皆さんのご意見・ご提案を募集し、郵便、メール、ファクシミリにより提出いただきました。

- ・募集期間：平成22年5月10日～平成22年7月9日
- ・ご意見・ご提案をいただいた件数：27件

#### 県政モニターアンケートの実施

県政モニター(198人)の方々に、将来の姿の達成状況を確認するための指標、将来に対する不安、将来への希望等について、アンケート形式でお聞きしました。

- ・実施期間：平成 22 年 3 月
- ・回答率：57.1%

#### 訪問インタビューの実施

職員が県内各地で活動しておられる方を訪問し、20 年後までを見通したときの課題、行政への期待、行政との協働の在り方等について、ご経験やご意見をお伺いしました。

- ・実施期間：平成 22 年 5 月 24 日～6 月 17 日
- ・訪問先数：20 箇所

#### 県民政策コメントの実施

「滋賀県基本構想原案」を県民の皆さんに公表し、意見・情報をいただきました。

- ・実施期間：平成 22 年 9 月 1 日～9 月 30 日
- ・意見等の提出人数：21 人・団体
- ・意見等の提出件数：136 件

**策定経過の詳しい情報は、滋賀県ホームページをご覧ください。**

<http://www.pref.shiga.jp/a/kikaku/kihonkousou2011/jikikihonkousoutop.html>

注) 県民政策コメントについては、平成 23 年 2 月中旬に掲載予定

滋 企 調 第 3 3 3 号

平成 22 年 (2010 年) 8 月 3 日

滋賀県基本構想審議会会長 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子

滋賀県基本構想の策定について (諮問)

県内外の社会経済情勢についての長期的な展望を踏まえ、県勢振興に関する滋賀県基本構想を策定したいと考えますので、滋賀県基本構想審議会条例 (昭和 59 年滋賀県条例第 37 号) 第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

本県では、平成 19 年(2007 年)12 月に「滋賀県基本構想」を策定し、「未来を拓く共生社会へ」の基本理念の下、滋賀が本来持っている「人の力」、「自然の力」、「地と知の力」を活かす取組を進めています。

この滋賀県基本構想は平成 22 年度(2010 年度)末に計画期限を迎えますが、引き続き、時代の大きな潮流や直面する課題に対応する必要があることから、平成 23 年度(2011 年度)から平成 26 年度(2014 年度)までの 4 年間の県政の基本方針となる次期基本構想を策定したいと考えています。

これについて、貴審議会の意見を求めます。

平成 22 年（2010 年）10 月 26 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子 様

滋 賀 県 基 本 構 想 審 議 会

会 長 佐 和 隆 光

滋賀県基本構想の策定について（答申）

平成 22 年（2010 年）8 月 3 日滋企調第 333 号で諮問のありました滋賀県基本構想については、当審議会で慎重に審議を重ね、別添のとおり滋賀県基本構想案を取りまとめましたので答申します。

なお、当構想の策定および着実な推進にあたっては、下記事項に配慮するよう要望します。

記

- 1 プロジェクトについて実施計画を定めるとともに、「住み心地日本一の滋賀」を目指す観点からの的確な進行管理に努めること。
- 2 地域主権社会を担う県の役割を発揮し、県民等との協働の推進や部局横断による横つなぎの総合行政の推進など、県民目線からの効果的な施策の展開に努めること。
- 3 今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、適宜必要な措置を講じること。



## 4 滋賀県基本構想審議会条例

昭和 59 年 10 月 15 日  
滋賀県条例第 37 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県基本構想審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 18 条例 31・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じ、県勢振興に関する基本構想の策定およびその推進について調査審議する。

(平 18 条例 31・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 50 人以内で組織する。

(平 18 条例 31・一部改正)

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市町の長および議会の議員
- (3) 公共的団体等の代表者
- (4) その他知事が適当と認める者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任されることを妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 12 条例 5・平 16 条例 38・一部改正)

(会長および副会長)

第 5 条 審議会に会長および副会長 1 人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 条例 31・一部改正)

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 18 条例 31・一部改正)

(部会)

第 7 条 審議会に、その所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長および副部会長各 1 人を置き、部会に属する委員の互選によつて定める。

4 部会長は、部会の所掌事務に係る調査審議の経過および結果を会長に報告

するものとする。

5 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(平 18 条例 31・一部改正)

(調整会議)

第 8 条 審議会に、部会間の総合調整を図るため、調整会議を置くことができる。

2 調整会議は、会長、副会長および部会長をもつて組織する。

(平 18 条例 31・一部改正)

(意見聴取等)

第 9 条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、広く県民等の意見を聴くことができるほか、市町その他の関係団体に対して資料の提出または調査を依頼することができる。

(平 16 条例 38・平 18 条例 31・一部改正)

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、知事直轄組織において処理する。

(平 9 条例 4・平 15 条例 11・平 18 条例 31・一部改正・平 20 条例 8)

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(平 18 条例 31・一部改正)

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和 28 年滋賀県条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 43 号の 2 を第 43 号の 3 とし、第 43 号の次に次の 1 号を加える。

(43) の 2 滋賀県新世紀委員会の委員

付 則(平成 9 年条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年条例第 5 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 15 年条例第 11 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年条例第 38 号)抄

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 16 年規則第 66 号で平成 17 年 1 月 1 日から施行)

付 則(平成 18 年条例第 31 号)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和 28 年滋賀県条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 43 号の 2 を次のように改める。

(43) の 2 滋賀県基本構想審議会の委員

付 則(平成 20 年条例第 8 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

## 5 滋賀県基本構想審議会委員名簿

平成22年8月3日現在

(順不同、敬称略)

氏名	現職等
秋山 元秀	滋賀大学教育学部 教授
渥美 由喜	(株)東レ経営研究所 ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長
池田 政弘	(公募委員)
今川 晃	同志社大学政策学部 教授
北村 薫	(公募委員)
小浦 久子	大阪大学大学院工学研究科 准教授
笹田 昌孝	滋賀県立成人病センター 総長
佐和 隆光	滋賀大学 学長
篠原 徹	琵琶湖博物館 館長
莊林 幹太郎	学習院女子大学 教授
曾我 直弘	滋賀県立大学 学長
高田 紘一	滋賀経済団体連合会 会長
高村 ゆかり	龍谷大学法学部 教授
竹中 仁美	滋賀県商工会女性部連合会 会長 愛荘町商工会女性部 部長
辻 喜代治	成安造形大学芸術学部 教授
津田 良子	(公募委員)
殿村 美樹	株式会社TMオフィス 代表取締役
内藤 正明	琵琶湖環境科学研究センター センター長
中江 しげ子	滋賀県地域女性団体連合会 理事
中村 憲市	滋賀県労働者福祉協議会 会長
成瀬 和子	NPO法人しみんふくし滋賀 専務理事
野口 喜代美	しが外国籍住民支援ネットワーク代表
橋本 智子	滋賀県青年団体連合会 副会長
松江 仁	株式会社京都放送 滋賀支社長
松村 裕美	(公募委員)

## 6 基本構想の歩み

構想の名称	計画期間	構想の概要
県勢振興の構想	昭和35年度（1960年度）から 昭和37年度（1962年度）まで	「希望に満ちた明るい郷土、滋賀県」の建設を目標に、経済面での後進的要素を除去し、県民の生活水準を高め、各地域間および各業種間の格差是正を図ることに努めた。
滋賀県総合開発計画	昭和39年度（1964年度）から 昭和45年度（1970年度）まで	経済の高度成長を背景に「魅力あるたくましい滋賀」の躍進を目指し、立地条件に恵まれた滋賀の経済発展と県民福祉向上のための方針を明らかにした。 この時期には、名神高速道路、東海道新幹線の開通など、幹線交通網の整備が進み、阪神地帯からの工場立地が活発となり、著しい開発が進んだ。
第2次滋賀県総合開発計画	昭和42年（1967年）から 昭和50年（1975年）まで	過密・過疎現象など、経済の高度成長によってもたらされた多くの社会のひずみに対処し、地域間、産業間の均衡と調和のとれた開発を推進するために、「豊かで明るい県民生活」の実現を図ることとし、施策の方向を「経済・社会・人間・資源」の4つの開発に置き、総合的な計画の推進に努めた。 引き続き工場立地が盛んで内陸工業地帯の形成が進むとともに、湖南地域を中心に住宅地開発が進み、大都市近郊の振興住宅地としての側面が強まった。人口も、昭和45年ごろから急速な増加を見た。
滋賀県総合発展計画 ～より豊かな湖国の創造へ	昭和48年度（1973年度）から 昭和56年度（1981年度）まで	経済成長のひずみは一層深刻なものとなり、大都市およびその周辺部における環境汚染、交通混雑などの弊害を増大させたが、滋賀においても人口の南北偏在現象や生活環境の悪化が見られるようになったため、「豊かな人間環境の創造」「知的生産の拡大伸張」「環境と調和した産業の振興」を主要課題として計画が立てられた。
滋賀県長期構想 ～みずうみと歴史のくに - 明日の滋賀	昭和54年度（1979年度）から 昭和60年度（1985年度）まで	国民休養県構想の推進を基本に、「小さくてもキラリと光る県づくり」を目指して策定され、県南部地域における人口流入の抑制などを打ち出した。第2次産業の進展、社会資本の整備が進み、昭和60年には、県民一人当たりの所得が全国平均を上回ることとなった。
湖国21世紀ビジョン ～ひとの時代・ 活力創世の郷土（くに）づくり	昭和62年（1987年）から 平成12年（2000年）まで	新しい時代を担う「ひと」を基本に計画が組み立てられた。「ひとの時代・活力創世の郷土づくり」を目指し、交流の舞台をつくる「新・国民休養県構想」と、地域のひとを主役とする「草の根まちづくり」が進められた。 大学や研究機関、文化施設の整備などが進み、「ひと」が能力を発揮する場づくりが整った。
滋賀県長期構想 新・湖国ストーリー2010 ～ひと・くらし・自然 ～滋賀らしく	平成9年度（1997年度）から 平成22年度（2010年度）まで	2010年に向けた滋賀の新時代を創造するための基本的な指針として策定された。 我が国が人口減少時代を迎える時期に差しかかり、さらに環境との調和に一層配慮した活動が求められる中で、「持続可能な節度ある発展」を目指して、「ひと・くらし・自然～滋賀らしく」を基本テーマに、これまで滋賀が築き上げてきた生活文化を原点に、その固有の価値にこだわった滋賀らしい地域づくりを進める、「新しい淡水文化の創造」を具現化するための取組が進められた。
滋賀県中期計画 ～自然と人間がともに輝く モデル創造立県・滋賀～	平成15年度（2003年度）から 平成19年度（2007年度）まで	時代の変化に適切に対応し、これまで築いてきた県勢発展の基盤や本県の特徴を生かしながら、21世紀の新たな展望を切り開いていくため、長期構想「新・湖国ストーリー2010」を改訂し、その基本理念である自然と人の共生を図るという基本的な考え方を継承しながら作成された。 あらゆる分野において変革が求められる中、「自然と人間とがともに輝くモデル創造立県」を目指した。
滋賀県基本構想 ～未来を拓く共生社会へ～	平成19年度（2007年度）から 平成22年度（2010年度）まで	生活の質的な向上に重きを置いた成熟社会への移行が求められる中、未来志向、次世代育成型の社会の構築を目指す「未来を拓く共生社会へ」を基本理念に掲げ、地域や個人の自律性を高め、ともに協働することで、人と人、人と自然が共生する社会を築いていくこととした。 その実現のため、滋賀県の素材である「人」、「自然」、「地と知」の3つの力に着目し、「人の力を活かす」、「自然の力を活かす」、「地と知の力を活かす」の3つの戦略を展開した。

## 7 用語解説

用語	解説	脚注番号	該当ページ
<b>【アルファベット】</b>			
COD (Chemical Oxygen Demand)	化学的酸素要求量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標であり、この値が大きいほど水中に有機物等が多く、水の汚れが大きいことを示している。	19	12
IT (Information Technology)	コンピュータ、インターネット、携帯電話などを用いた情報処理と通信に関する技術、およびその応用のこと。	13	10, 20
NPO (Nonprofit Organization)	民間非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、地域の諸課題の解決などを目的に公共的・社会的な公益活動を行う組織・団体。	4	3, 10, 15, 19
<b>【ア行】</b>			
温室効果ガス	地表が放出する熱を吸収し、地球を温室のように暖める気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン等の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。	17	12, 20, 29
<b>【カ行】</b>			
核家族	夫婦と未婚の子、ひとり親と未婚の子、または夫婦のみで構成される家族をいう。	12	10
化石燃料	一般的に動物、植物の死骸が地中に堆積し、変化したもので、主に石炭、石油、天然ガスを指す。これら化石燃料の燃焼に伴い発生する二酸化炭素が地球温暖化の主要な要因とされている。	39	24, 29
環境こだわり農業	農薬・化学肥料を通常の5割以下に削減し、琵琶湖や周辺環境への負荷削減技術を用いて農産物を栽培する滋賀県独自の環境保全型農業のこと。	14	11, 31
環境こだわり農産物	化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、濁水の流出を防止する等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産する農業のこと。	40	32
関西広域連合	関西の2府5県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)が共同で設置する特別地方公共団体。防災や医療、観光、産業、環境等の分野で、国からの事務権限の移譲を受けて、地域のことを地域で効率的に行うことをねらいとしている。	25	14
危機事案	県民の生命、身体、財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがあり、緊急に対応を要する事案をいう。地震や風水害、大規模事故、テロ、新型インフルエンザなど。	8	7, 18, 32
キャリア教育	児童生徒一人ひとりに望ましい勤労観・職業観および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育をいう。	31	17
共生(共生社会)	この基本構想では、世代や文化の違いを超えて多様な価値観を認め合い、自然と調和しながら支え合って共に生きていくことの意で使っている。	27	16, 18, 20, 25, 27
協働	NPO・企業・行政など立場の異なる者同士が、各々が自立(自律)した対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力し、公共的なサービスなどにおいて相乗効果を上げようとする取組。	2	2, 3, 16, 22, 29, 33, 34
クラスター	クラスターとは、「房」の意であり、ぶどうの房のように様々なものが結びついていること。産業クラスターという場合には、特定の産業分野で、資材供給・生産・流通・販売等の関連企業や金融・教育・研究などの支援機関が地理的に集中し、結びついている状態を指す。	33	20

用語	解説	脚注番号	該当ページ
グローバル化	人やモノ、お金、情報などが世界的な規模で動き、これに伴う社会における変化やその過程をいう。	6	5,11,22,31
<b>【サ行】</b>			
再生可能エネルギー	国際エネルギー機関（IEA）は、「絶えず補充される自然のプロセスに由来する」エネルギーと定義している。風力、太陽光、水力、地熱など自然現象から得られるエネルギーをいう。	32	18,20
在宅ホスピスケア	ホスピスケアは、がん末期患者等の痛みや苦しみを緩和し、人生の最期の時を充実して過ごすための支援をすること。これを患者が望む自宅等で行うことを「在宅ホスピスケア」という。	29	17
三方よし	「売り手よし、買い手よし、世間よし」という近江商人の家訓で、商人が利益を得るばかりでなく、消費者も喜び、さらには地域社会全体が豊かになることを考えなければならない、という経営理念。	5	4
自然エネルギー	風力、太陽光、水力、地熱など自然現象から得られるエネルギーをいう。	16	12,29
市町との対話システム(滋賀県市町対話システム)	県政の基本的な政策を立案する過程において、市町からの意見の提出および提案の機会を確保し、これらに的確に応答する手続と、自治の基本にかかわる重要な事項について、県および市町が双方向で議論する手続を総称するもの。	37	22
周産期	統計上は、「妊娠満22週から生後満7日未満まで」を指すが、一般には、この期間を含めた出産を中心とした前後の期間をいう。	10	8,19,27
集落営農組織	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動を集落営農と呼び、それを行う組織。	35	20
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することが出来る人間を育てること。	28	17
自律性（自律）	この基本構想では、社会や次世代への影響を念頭に置きながら、自ら高い規範を持ち、主体的に行動することの意で使っている。	26	16,22
生活習慣病	食事習慣、運動習慣、喫煙および飲酒などの好ましくない生活習慣の積み重ねが原因となって起こる疾患の総称。糖尿病、高脂血症、高血圧、虚血性心疾患など。	7	6,29
生物多様性	特定の範囲に生息生育する生物の多様性の程度で、様々な生息環境がある「生態系の多様性」、様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種であっても個体差や地域差がある「遺伝子の多様性」という3つの側面で表される。	21	13
絶滅危惧種	絶滅のおそれがあると考えられる野生動植物種。	22	13
<b>【夕行】</b>			
地域主権	住民や地方自治体が、自ら主体的に考え、判断し、そして行動することが重要であるという考え方で、地方分権と意味するところは同じ。ただし、地方分権は、国からの視点で、地域主権は、住民や地域からの視点での考え方。	1	1,22,23
地域主権改革	日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革。	3	2,14,22,23
地域主権戦略大綱	地域主権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当面、構すべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を明らかにしたもの。	23	14

用語	解説	脚注番号	該当ページ
地球温暖化	石油などの燃焼で大気中の二酸化炭素等が増加し、地表から放出される熱を吸収することにより、地表の温度が上がる現象。海面の上昇や気候の変化等を引き起こし、人類や生態系に悪影響を及ぼす。	38	24, 29
地先の安全度	河川等の治水施設の治水安全度ではなく、身近な水路のはん濫なども想定し、生活者の視点で流域内の各地点の水害に対する安全度を評価したもの。被害の大きさと年発生確率により、計量化する。	42	32
地産地消	「地域生産・地域消費」の略語で、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組のこと。	41	32
低酸素化	琵琶湖北湖では、春から秋にかけて酸素を多く含んだ表層の湖水が深層部に供給されにくく、プランクトンの死骸などが分解される過程で水中に溶け込んだ酸素が消費され続け、その濃度が下がる。その現象をいう。	20	12
定住自立圏構想	市町村の主体的取組として、一定の圏域の中で、「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の魅力を活用して、多様な担い手が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、人口定住を促進する政策。	24	14
低炭素社会	化石燃料に依存しない社会経済構造の確立により温室効果ガスの排出を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。	15	12, 20, 25, 26, 29
<b>【ナ行】</b>			
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計画が基準に適合するとして、市町から認定を受けた農業者。	34	20
<b>【ハ行】</b>			
ビオトープ	生物群集の生息空間で、周辺地域から明確に区分できる地理的最小単位。近年は人工的につくられた植物、魚、昆虫などの共存する空間を指すこともある。	36	20
富栄養化	湖沼などで、水中に溶けている窒素やリンなどが多い状態になること。富栄養化は植物プランクトンを増加させ、それを餌とする魚介類も増加させるが、さらに進むと、赤潮やアオコの発生をもたらす。	18	12
放課後児童クラブ	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校低学年児童に対して、授業終了後に遊びや生活の場を提供し、健全に育成するため組織されたクラブ。「学童保育」と呼ばれることもある。	11	9, 18, 28
防災力	災害の発生を防止したり、災害時に対処できる力のこと。建築物の耐震化や防災資機材・食料・救急品などの備蓄、災害時に活動できる人材の育成・組織体制の整備、災害に対する知識や技術の向上等も含まれる。	9	7
<b>【ラ行】</b>			
流域治水	治水計画の想定規模を超える洪水発生時の減災対策も含め、水害に対する安全性を向上させるため、川の中での対策に加え、流域・はん濫原（洪水時に浸水を受ける平地）でのハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な治水対策。	43	33
<b>【ワ行】</b>			
ワーク・ライフ・バランス	老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。	30	17

## 8 平成26年度(2014年度)の目標とする指標

No	指標名	指標の説明	この指標を選んだ理由	実績 平成21年度 (2009年度)	目標 平成26年度 (2014年度)	目標設定の考え方	データの 出典
<b>(1) 子育て・子育て支援プロジェクト</b>							
1	産婦人科 医数	県内の病院で勤務する常勤の産婦人科医師の数	安心して出産できるためには、ハイリスク分娩を担う病院に産婦人科医師が確保されていることが必要であり、その成果を表す指標として設定した。	42人	46人	平成16年度に導入された新医師臨床研修制度をきっかけとして病院勤務医師の不足が深刻化したものであり、それ以前の平成15年度の水準を確保することを目標とした。	県医務薬務課調べ
2	発達障害者支援 キーパーソン数	障害者生活支援センター職員等で、発達障害者支援キーパーソン養成研修を修了した人の数	福祉圏域単位での発達障害に関する相談支援体制を充実させるうえで、専門的な人材養成が重要であり、その成果を表す指標として設定した。	9人	42人	福祉圏域(7圏域)毎に、毎年1人程度養成することを目標として設定した。	県障害者自立支援課調べ
3	文化・芸術の体験学習を行う児童生徒数	文化施設や芸術家等と連携した授業の実施により、小・中・高校等において文化・芸術の体験学習を行った児童生徒数	未来の文化の担い手を育成するとともに、子どもたちの感性を豊かにし、生きる力を育むうえで、伝統文化や芸術文化に実際に触れ、体験することが重要であり、その成果を表す指標として設定した。	8,949人	14,000人	県内の子どもたちに、文化・芸術体験の機会を提供するため、県内小中学校1学年の平均児童生徒数の14,000人を目標として設定した。	県県民文化課調べ
4	子ども体験プログラム提供 団体数	「地域が学校、住民が先生」という考えのもと、身近な自然や社会環境を活かして、子どもたちのために体験学習・体験活動のプログラムを提供する地域団体、NPO、企業等の数	子どもの遊びや体験は、生涯に渡る生活や学び、自立の基礎となるものであることから、自然や社会の仕組みに直接触れ、感じ、考えることができる環境を整える必要があり、このような環境の提供機会の充実度を表す指標として設定した。	80団体	100団体	これまでの実績も踏まえて、毎年4団体程度の増加を目指して目標を設定した。	県子ども・青少年局調べ
<b>(2) 働く場への橋架けプロジェクト</b>							
5	就業人口の継続的な増加	15歳以上の労働力人口から完全失業者を除いた人口	生産年齢人口の減少に応じた雇用政策を展開する必要があり、就職を支援する取組や、多様な働く場を確保する取組の効果を総合的に表す指標として設定した。	-	継続的な増加	総合的な効果を表す指標として、継続的な増加を目標として設定した。	労働力調査(総務省)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     労働力調査の参考資料(推計値)により就業人口の増減を把握。ただし、労働力調査における都道府県別数値は推計値であり、毎年過去に遡り修正されることから、平成21年度の実績値は記載していない。                 </div>							
6	職業訓練受講者の就職率	県立高等技術専門学校および同校の委託を受けた民間教育訓練機関等における職業訓練の受講者の就職率	厳しい経済雇用情勢の中、離職者や失業者等の就職支援の強化が必要であり、その成果を表す指標として設定した。	65%	70%	最近の厳しい経済雇用情勢を踏まえ、現状を上回る数値を目標に設定した。	県労政能力開発課調べ



No	指標名	指標の説明	この指標を選んだ理由	実績 平成21年度 (2009年度)	目標 平成26年度 (2014年度)	目標設定の考え方	データの 出典
7	男女共同参画センターの支援を受けて活躍する女性の数	男女共同参画センターで実施している女性のチャレンジ支援事業等を活用して、社会で活躍をはじめた女性の数	女性の労働力率が30歳代で落ち込みが深いIM字カーブを描いている中、女性が子育てをしながら社会で活躍できるよう支援する環境を整える必要があり、その成果を表す指標として設定した。	18人	100人	これまでのチャレンジ支援受講者数および活躍状況を踏まえ、100人の活躍を目指して目標を設定した。	県男女共同参画センター調べ
<p>【活躍状況の例】 インターネットを利用したDTPデザイン制作運営、アロマショップ開業、行政書士事務所開業、子育て支援のNPO法人設立、フラワーアレンジメント教室等主宰、パン屋経営、コミュニティカフェ運営など</p>							
8	平日の昼間に保育を利用できる児童の数	認可保育所、家庭的保育事業（保育ママ）、幼稚園の預かり保育の利用児童数	出産・育児を機に離職する女性が依然として多いなど、仕事と子育ての両立が難しい社会状況があることから、保護者が子育てをしながら仕事を続けることができる環境を整える必要があり、その成果を表す指標として設定した。	26,897人	29,000人	市町毎のニーズ調査を踏まえて保育需要を満たす目標を設定した。	県子ども・青少年局調べ
9	放課後児童クラブの受入人数	放課後児童クラブの受入人数	共働きが一般化し、昼間、家庭に保護者のいない小学校低学年児童が増えてきていることから、安心して子育てができる環境を整える必要があり、その成果を表す指標として設定した。	8,232人	10,000人	市町毎のニーズ調査を踏まえて保育需要を満たす目標を設定した。	県子ども・青少年局調べ
10	働き・暮らし応援センターを利用して就業する人の数	県内全域7箇所に設置されている「働き・暮らし応援センター」を利用して就業する人の数	障害者が自らの力に応じて働き、自立した生活をするためには、「働き・暮らし応援センター」による就業支援・生活支援が重要であり、その成果を表す指標として設定した。	287人	500人	県内7箇所に整備されている働き・暮らし応援センターにおいて、現状の倍近くとなる1センターあたり70人程度を目標として設定した。	県障害者自立支援課調べ
<p>【働き・暮らし応援センター】 障害者の就労の場の確保と就労支援、また就労後の職場定着支援や職業生活の安定のための生活支援を実施している。</p>							
<b>(3) 地域を支える医療福祉・在宅看取りプロジェクト</b>							
11	がん検診受診率（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん）	胃がん、肺がん、大腸がんは40歳以上、乳がんは40歳以上の女性、子宮がんは20歳以上の女性を対象とした受診率	死亡率の高いがんを早期発見、早期治療するためには、がん検診の受診率向上が重要であり、その成果を表す指標として設定した。	胃がん : 45.8% 肺がん : 50.2% 大腸がん : 44.7% 子宮がん : 36.3% 乳がん : 37.2%	各50%以上	がん検診受診率の現状値を踏まえ、過半数が受診することを目標に設定した。	「滋賀の健康・栄養マップ」調査より推計

No	指標名	指標の説明	この指標を選んだ理由	実績 平成21年度 (2009年度)	目標 平成26年度 (2014年度)	目標設定の考え方	データの 出典
12	生活習慣病（がん、脳血管疾患、急性心筋梗塞）による年齢調整死亡率	人口10万人当たりの生活習慣病（がん、脳血管疾患、急性心筋梗塞）による死亡者の割合	生活習慣病による死亡率は、健康的な生活習慣を身につけることで改善が可能であり、その成果を表す指標として設定した。	(平成20年度) 179.9人	160.0人	最近の傾向を踏まえ、現状からの改善を目指し、目標を設定した。	県健康推進課調べ
				<p>【年齢調整死亡率】 がんは高齢になるほど死亡率が高くなるため、高齢化の影響を取り除いた死亡率を算出するための年齢調整をしている。昭和60年（1985年）モデル人口（昭和60年人口をベースに作られた仮想人口モデル）を基準にしている。</p>			
13	在宅療養を支援する機能の整備箇所数	地域の病院や診療所、医療福祉関係機関が情報共有し、連携を図る機能を備えた拠点の数	在宅で療養できる体制を整備するためには、医療福祉関係者の情報共有と連携ができる機能を備えた拠点の整備が必要であり、在宅療養の支援体制を評価できる指標として設定した。	0箇所	8箇所	各二次保健医療圏（7箇所）および県域全体（1箇所）で整備することを目標として設定した。	県医務薬務課調べ
14	地域連携クリティカルパスの実施件数	地域連携クリティカルパスに取り組んでいる病院数を疾病毎に合計した数 疾病は、がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病、大腿骨頸部骨折の5疾病を対象	医療機関から在宅へ安心して戻るためには、地域連携クリティカルパスの活用などにより切れ目のない医療を提供する必要があり、地域医療の連携体制の推進を評価する指標として設定した。	31件	90件	対象の疾病毎に全病院の3割程度が取り組むことを目標として設定した。	県医務薬務課調べ
				<p>【地域連携クリティカルパス】 医療機関から在宅へ安心して戻れるよう切れ目のない医療を提供するため、急性期から回復期、維持期にいたる医療連携クリティカルパス（共同でつくる診療計画）に保健福祉サービスを含め、関係者と利用者が共同して作成するケア計画のこと。 【クリティカルパス】 入院から退院までの計画であり、検査の予定や治療の内容、リハビリテーションの計画、いつ頃どの様な状態になれば退院することができるかなどをわかりやすく一覧表にしたもの。</p>			
<b>(4) 低炭素社会実現プロジェクト</b>							
15	滋賀地域の温室効果ガス排出量（H2年比）	平成2年（1990年）の県域における温室効果ガス排出量を基準とした削減率	地球温暖化の防止のためには、県民・事業者等の省エネ行動の取組を推進し、温室効果ガスの総排出量を減らす必要があるため、その成果を表す指標として設定した。	(平成19年) 2.6%	(平成42年) 50% 平成26年度 (2014年度) の目標は、「滋賀県低炭素社会実現のための行程表」を踏まえた様々な主体の取組により、平成22年の目標である9%削減以上の削減を目指します。	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）をはじめとする科学的知見や、国際社会における動向を踏まえつつ、県民の生活と産業の基盤、琵琶湖をはじめとする環境を守るため、温室効果ガス排出量の大幅な削減を目標として掲げた。	県温暖化対策課調べ

No	指標名	指標の説明	この指標を選んだ理由	実績 平成21年度 (2009年度)	目標 平成26年度 (2014年度)	目標設定の考え方	データの 出典
<b>(5) 琵琶湖の再生プロジェクト</b>							
16	琵琶湖漁業の漁獲量（外来魚を除く）	オオクチバスとブルーギルを除いた琵琶湖漁業の漁獲量	健全な琵琶湖を次世代に引き継ぐためには、水質、生態など様々な課題に対応する必要があり、琵琶湖生態系の回復状況を総合的に表す指標として設定した。	(平成20年) 1,368 t	(平成26年) 2,100 t	種苗放流や資源管理、外来魚駆除等の効果による漁獲目標として設定した。	内水面漁業生産統計調査（農林水産省）
17	内湖再生に関する全体ビジョンの作成	琵琶湖の環境を保全・再生するため、内湖再生のあり方と再生方法について構想を作成	健全な琵琶湖の生態系と安全・安心な水環境を確保するためには、在来魚類や水鳥、貴重植物などの生息場所となっている内湖の再生が重要であるため、指標として設定した。	-	-	それぞれの内湖に特徴のある機能や役割があることから、これらを踏まえた全体ビジョンの作成を目標として設定した。	-
				【内湖】 大きな湖（本湖）の周辺に、水路によって本湖と直接結ばれた湖沼をいい、我が国では琵琶湖にのみ見られるとされている。フナ類等の重要な産卵繁殖場所にもなっている。			
18	流域自治会議の設立と運営	関係府県知事および市町村長参加による流域自治会議の設立と運営	統合的な視点から琵琶湖淀川流域の管理を行うためには、琵琶湖淀川流域の関係地方公共団体による流域自治の仕組みが必要であるため、指標として設定した。	-	-	流域自治の仕組みを構築するため、流域自治会議の設立と運営を目標として設定した。	-
				【流域自治会議】 関係する府県、市町村が主体的に流域のこと（河川管理や水行政のあり方等）を考え、決定する会議			
<b>(6) 滋賀の未来成長産業プロジェクト</b>							
19	工場等立地件数	企業が工場または研究所を建設する目的をもって1,000㎡以上の用地を取得（借地を含む）した件数	本県の経済基盤を強化するためには県内への成長産業の誘致が効果的であり、誘致の成果を表す指標として設定した。	(平成21年) 25件	(平成26年) 80件（累計）	最近の工場等立地件数、経済動向等を踏まえ、毎年、20件の工場立地を目標として設定した。	工場立地動向調査（経済産業省）
20	新エネルギー・省エネルギー分野でのビジネスマッチング会参加企業数	県が支援する新エネルギー・省エネルギー分野を対象としたビジネスマッチング会へ参加した川上企業および川下企業の数	本県産業基盤の更なる強化を図るためには、今後の成長が期待される新エネルギー・省エネルギー分野における産業振興が重要であり、この分野へ進出しようとする企業の状況や、当該分野の振興に向けた取組の効果を表す指標として設定した。	0社 (県支援分)	延160社(累計) (県支援分)	最近の参加企業数を踏まえ、毎年、40社の参加を目標として設定した。	県新産業振興課調べ
				【川上企業】 加工サービスや部品の供給等を行い、「モノづくりの基盤技術」を持つ企業の総称。 【川下企業】 最終製品を製造・販売する企業の総称で、これらの企業は市場に最も近い位置にいる。			

No	指標名	指標の説明	この指標を選んだ理由	実績 平成21年度 (2009年度)	目標 平成26年度 (2014年度)	目標設定の考え方	データの 出典
21	医療・健康分野での創業数(第二創業を含む)	県が支援するインキュベーション施設における医療・健康分野での創業数(第二創業を含む)	医療ニーズや健康増進ニーズに応え、この分野における産業振興を図るためには、技術の研究開発やサービスの発展・向上が必要であり、この分野へ参入しようとする企業等の動きを表す指標として設定した。	2件 (県支援分)	8件(累計) (県支援分)	県が支援してきた各インキュベーション施設での実績を踏まえ、平成23年度から平成26年度までの累計8件の創業を目標として設定した。	県新産業振興課調べ
<p>【インキュベーション施設】 企業育成のためのふ化機能としての施設。インキュベーション施設は、開業資金の乏しい起業家・ベンチャー企業を入居対象としているため、その賃料も地域内の一般的な店舗や事業所向けの賃貸料金より格段に安く設定されている場合が多い。</p> <p>【第二創業】 すでに事業を営んでいる事業者等が業態転換や新事業に進出すること。</p>							
22	産学官連携共同研究件数	企業、大学、県等が連携して行う共同研究(新規)の件数	県内産業の成長を維持していくためには新事業や新商品等の研究開発が重要であり、企業、大学、公設試験研究機関等の共同研究による新事業の創出や新商品開発の可能性を表す指標として設定した。	14件	40件(累計)	最近の実績を踏まえ、毎年、新規に10件の共同研究が実施されることを目標として設定した。	県新産業振興課調べ
<b>(7)地域の魅力まるごと産業化プロジェクト</b>							
23	水稲作付面積に占める環境こだわり農産物栽培面積割合	水稲作付面積に占める環境こだわり農産物認証制度における生産計画の認定面積の割合	環境こだわり農業が本県農業のスタンダードとして定着することを目指し、環境こだわり農業の取組を最も端的に表す指標として設定した。	33%	45%	環境こだわり農業が平成27年度には過半数となることを目指し、平成26年度の目標を45%に設定した。	県農業経営課調べ
<p>【環境こだわり農産物認証制度】 化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減するとともに、濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術で生産された農産物を県が「環境こだわり農産物」として認証する制度</p>							
24	販売用野菜作付面積	販売用野菜の作付面積の合計	県民ニーズの高い野菜等の園芸作物の生産拡大のためには、主となる野菜の作付面積の拡大が必要であり、その成果を表す指標として設定した。	1,016ha	1,400ha	野菜の県内自給率約1割の向上を目指すのに必要な面積として設定した。	県青果物生産事情調査
25	観光客数(宿泊者数)	県内における宿泊者の1年間の延人数	地域の活性化や経済成長に向けて、滋賀の特性を活かした滞在型や体験型、交流型等の魅力ある観光の展開を目指しており、その成果を表す指標として設定した。	(平成21年) 2,864,500人	(平成26年) 330万人	毎年、3%(約10万人)程度の宿泊者の増加を目指して設定した。	県観光入込客統計調査書

No	指標名	指標の説明	この指標を選んだ理由	実績 平成21年度 (2009年度)	目標 平成26年度 (2014年度)	目標設定の考え方	データの 出典
<b>(8) みんなで命と暮らしを守る安全・安心プロジェクト</b>							
26	(仮称) 危機管理センター整備計画の具体化	自然災害等の危機事案発生時に迅速、的確な対応がとれるよう県の危機管理機能を強化するため、災害対策等の中核的な機能を有する(仮称)危機管理センターの整備に向け計画の具体化を図る。	自然災害等危機事案発生時に、迅速、的確な対応を図るためには、機能性が高く耐震性に優れた災害対策の中核的な機能を有する施設を整備する必要があるため、指標として設定した。	-	-	(仮称)危機管理センターの整備に向け、整備計画の具体化を目標として設定した。	-
27	抗インフルエンザ薬の備蓄数	県で備蓄する抗インフルエンザ薬(タミフル、リレンザ)の備蓄数	国家的な危機管理の問題となっている新型インフルエンザ対策は、滋賀県民の命と暮らしを守る重要な対策であり、その取組を端的に表す指標として設定した。	194,400人分	276,800人分	国の方針に基づき、県の必要量を目標として設定した。  国の方針：新型インフルエンザ対策行動計画で国と都道府県で全国民の45%相当量の抗インフルエンザ薬を備蓄することとされている。	県医務薬務課調べ
28	人口1万人あたりの刑法犯認知件数	(刑法犯認知件数/県人口)×10,000人	安全で安心して暮らせる社会の実現のためには犯罪のない社会づくりが重要であり、その成果を表す指標として設定した。	(平成21年) 110.4件	(平成26年) 全国平均以下	現時点では全国平均以下の水準を下回っており、今後の社会情勢の変化の中にあっても、全国平均以下の水準となることを目指して設定した。	滋賀の犯罪
【刑法犯認知件数】 警察において認知した刑法犯(道路上の交通事故に係る業務上(重)過失致死傷罪分を除く)の件数をいう。							
29	交通事故による死亡者数	交通事故発生から24時間以内に死亡した人数	安全で安心して暮らせる社会の実現のためには交通事故に遭わない社会づくりが重要であり、その成果を表す指標として設定した。	(平成21年) 65人	(平成26年) 60人	最近の交通事故死亡者数の傾向と、10年後(平成30年)までに死者数を半減させるという政府目標を踏まえて設定した。	滋賀の交通
30	(仮称)安全安心な通学路整備計画策定	道路管理者(国、県、市町)、学校関係者、警察、PTA、地元自治会などにより、協働で安全点検を実施して、安全対策に必要な整備計画を策定する。	生活に密着した身近な道路である通学路の交通安全対策を進めるため、指標として設定した。	-	-	通学路の交通安全対策を進めるためには、それぞれの道路管理者が一体となった整備計画の策定が重要であるため、目標として設定した。	-
31	水害に強い地域づくりに必要な土地利用規制・誘導のための法制度の構築	水害に強い地域づくりを進めるため、家屋流失や水没が想定される箇所や、床上浸水の頻発が想定される箇所では、新たな条例の制定等により、土地利用・建築の規制を行い、人的被害や深刻な資産被害を回避・軽減する。	河川整備(川の中の対策)の進捗が大きく進まない現状において、水害に強い地域づくりを進めるためには、川の中の対策と並行して、土地利用規制など川の外の対策を強力に推進する必要があるため、指標として設定した。	-	-	土地利用規制など川の外の対策を強力に進めるためには、法制度を構築する必要があることから、目標として設定した。	-